

広島県告示第八百二十七号

平成十六年広島県告示第七百七十二号（証紙代金収納計器の取扱人の指定）の一部を次のように改正し、平成三十年十二月一日から施行する。

平成三十年十一月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

表中

ピツニーボ	ピツニーボ
ウズ証紙代	ウズ証紙代
金収納計器	金収納計器
CT三一〇	CT三一〇
〇型	〇型
広〇一九	広〇一九
広〇二〇	広〇二〇
ネオポスト	ネオポスト
証紙代金収	証紙代金収
納計器SH	納計器SH
型	型
広〇二二	広〇二二

を

ネオポスト	ネオポスト
証紙代金収	証紙代金収
納計器SH	納計器SH
型	型
広〇二二	広〇二二

に改める。